「IP業界に関する速報 | 2023年3月

中国知的財産に関する動きの情報

01 2022年の知的財産コアデータ:

79.8万件	6 1 7. 7万件
登録特許	登録商標
421.2万件	4267.2万件
有効特許の総件数	有効登録商標の総件数
2495件	7076件
地理的表示製品の累計承認件数	地理的表示を団体商標、証明商標として登録認可

02 法解釈及び司法解釈の改訂の動向:

- 2023年1月13日に、国家知識産権局は、**『中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)』** を発表し。
- 2022年11月22日に、国家市場監督管理総局は、『中華人民共和国反不正競争法(改正草案 意見募集稿)』を発表した。
- 2022年11月18日に、最高人民法院は、『最高人民法院による独占民事紛争事件の審理にお ける法の適用に関する若干問題の規定(公開意見募集稿)』を発表した。

03

2022年12月に、国家知識産権局は、『第35類サービス商標の登録出願及び使用に関するガイド』及び『商標の登録出願及び使用における先の権利との衝突回避方法に関するガイド』を発表し、後者は、市場の主体が商標の登録出願及び使用において信義誠実原則に従わなければならないことを強調する。

04

国家知識産権局は、『改正後の専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定弁法』を改訂し、 2023年1月11日から施行され、主に部分意匠、意匠の国内優先権に対する関連細則に関する。

05

中国国家知識産権局、米国特許商標庁、欧州特許庁、日本特許庁及び韓国特許庁の五庁による特許審査ハイウェイ(IP5 PPH)の試行プログラムは、2023年1月6日から2026年1月5日までとなり、さらに3年間延長された。出願人が試行プログラムでPPH出願を提出するための関連要件及びプロセスは変更されない。



中国の法院は最近、「SWISS TIMING及び図」の商標の中国 での登録を承認

中国の現在の実務では、外国の国名又は外国の国名に類似する文字を商標の識別部分として含む商標の登録出願は、該国名自体がより強い二次的意味を持っていない限り、又は出願人が、該外国の政府が中国での該商標の登録に同意したことを証明する関連書類を提出することができない限り、一般的に公式に拒絶される。

過去の経験によると、ほとんどの外国では、出願人がその国の国名又はそれに類似する文字を含む商標を中国で登録するために、その国の政府からの登録同意証明書類を取得することは、非常に困難である(又はほぼ不可能である)。したがって、一般的に、出願人に残された唯一の選択肢は、最初に該外国で同一/類似の商品/サービスについての同一商標の登録を取得することである。認証された該外国での商標登録証明書類は、一般的に中国の政府側に、該外国の政府が同一又は類似の商品についての同一商標を中国で登録することに同意したことの十分な証拠と見なされる。

しかしながら、近年、スイスの国名と同一又は類似の文字を含む商標について、この問題は、複雑になっているようである。国家知識産権局が発表した裁定内容の一部から分かるように、スイスの政府は、「スイスの国名と同一又は類似の文字を含む商標をスイス国内で登録しても、スイスの政府がスイス以外の他の国及び地域での該商標の登録及び使用に必ずしも同意したことを意味することではない」ことを中国の政府側に通知したようである。したがって、現在、スイスの国名と同一又は類似の文字を含む商標の登録を中国で承認できるか否かについては、まだ議論の余地がある。

例えば、2016年に北京市高級人民法院が第6272278号「SWISSGEAR」商標出願について下した判決において、北京市高級人民法院は、スイス国内での同一商標の登録を、スイスの政府が該商標を中国で登録することに同意したことの十分な証拠と見なさなかった。該商標の登録出願は、最終的に拒絶された。

また、例えば、2018年に北京市知識産権法院が第17012942号「SWISSXPRES SO」商標出願について下した判決において、北京市知識産権法院は、スイス国内での同一商標の登録を、スイスの政府が該商標を中国で登録することに同意したことの十分な証拠と見なさなかった。該商標の登録出願は、最終的に拒絶された。

国家知識産権局は、2021年11月に発表し、かつ2022年1月1日に既に施行された『商標審査審理ガイドライン』では、さらに次のように規定している。

外国の国名と同一又は類似の標識は、その国の政府が同意する場合を除き、商標として使用してはならない。

出願人が同一又は類似の商品サービスについての該商標を外国で登録を取得した場合、外国の政府が同意したと見なす。

しかしながら、スイスなどの外国の政府はその国内での登録が承認と見なされないことを明確に示した場合、又は承認について他の明確な要求を有する場合、当然のことながら外国の政府が同意したと見なさない。

『商標審査審理ガイドライン』が行政規範性書類であることに鑑み、現在、該書類の関連内容に対する中国の法院の態度は明らかではない。

それにもかかわらず、北京市高級人民法院が最近に結審した1つの行政訴訟において、永新チームは、依然としてそのクライアントを助けて、国家知識産権局がその前に行った「スイスの国名に類似する「Swiss」という単語を含むという理由で、クライアントの「SWISS TIMING及び図」の商標登録出願を拒絶する」という不利裁定を成功して覆した。該案件において、永新チームの主な論点は以下のとおりである。

- 1. 出願商標は、スイスで同一又は類似の商品について登録が承認された。北京市高級人民法院が発表した『商標の権利付与、権利確定に係る行政案件の審理に関するガイドライン』の関連規定によれば、スイスでの出願商標の登録が承認されることは、スイスの政府が該商標を中国で登録・使用することに同意したことを完全に証明することができる。
- 2. 実際には、スイスの政府は、一般的に、ある会社の商標に対して登録同意証明書類を発行することが不可能であり、中国国家知識産権局が一般的に、ある中国会社のために、類似の証明書類を発行しないことと同様である。
- 3. 中国国家知識産権局は、スイスの政府が「その国内での登録が同一商標を他の国及び地域で登録・使用することを承認すると見なされない」と明確に示す証拠を提出していない。したがって、国家知識産権局は、出願人に対して、法律で規定されている以上の証明義務の履行を要求する権利がない。
- 4. 同一商標の登録がスイスで既に承認されたことに鑑み、中国の政府は、本件においてスイスの国名にその国内よりも高い司法上の保護を与える必要がなく、かつ適切ではない。

北京市高級人民法院は、最終的に、クライアントに対する有利な判決を下し、スイス商標登録は、スイスの政府が該商標を中国で登録するに同意したと見なすことができると認定した。

これは、NTDチームがクライアントのために勝ち取った異例の案件である。外国の国名(特にスイスの国名)と同一又は類似の文字を含む商標の登録が同一商標の該外国での登録状況を示すことにより、中国で承認されることについて、依然として議論の余地があるが、「SWISS TIMING及び図」という案件の成功は、少なくとも、今後の類似案件において関係者の参照となる可能性を持っている。



柳応鑫

2009年4月に永新専利商標代理有限公司に加入し、2012年4月に正式に商標代理人となったことである。10年以上商標代理業に従事し、2000件を超える商標異議と無効宣告申請案件と、1000件近くの商標却下再審など案件を含む、大量の商標案件を代理したことがある。各分野の商業問題を解決し、豊富な商標代理経験を蓄積したことである。仕事内容は商標調査、商標出願、商標異議申立て、商標無効宣告申請、商標譲渡と許可、商標取消後三年不使用の申請、商標保護コンサルティング、商標行政訴訟、著作権、ドメイン名などが含まれている。

E-mail: Liuyingxin@chinantd.com



渉外主体の知的財産権侵害事件の 管轄と販売行為判断 に関する新たな動向:

最近、NTDは、クライアントが原告として、北京知識産権法院での一連の渉外特許侵害案件の一審で勝訴することを支援した。この一連の案件において、被告は、中国国内に住所がなく、訴訟された侵害製品の保管場所及び配送場所も中国国外にあり、売買契約で合意された受け渡し条件がCIP北京空港であり、訴訟された販売行為が、訴訟された侵害製品が中国に入る前に完成したので、訴訟された販売行為が中国国内で行われるものではなく、本案の特許の特許権を侵害しないと考えるべきであると主張した。

本案の判決において、北京知識産権法院は、「侵害結果の発生場所」に基づいて案件の管轄を確立するとともに、「売買契約の締結目的」を創造的に考慮して、最終的に「被告が中華人民共和国の領土で訴訟された侵害製品を販売する行為を行ったことは、契約の締結目的に適する」と判断し、さらに特許権者の主張を支持した。

本件の判決は、権利所有者が渉外主体に対して法的責任を追及し、渉外主体が中国との経済交流活動における知的財産侵害のリスクを防止及び制御するために、重要な指針を提供している。

一方では、権利所有者にとって、競合相手が中国国外にあり、侵害製品が海外から中国国内に輸入された場合、権利所有者は、中国国内に位置する管轄接続点を意図的に作成するか又は中国のユーザー(多くの場合、権利所有者のクライアントでもある)を訴えるなどの無力な行動を取るのではなく、該海外の競合相手に対して直接的に権利を主張することを考慮することができ、紛争をより経済的で効率的に解決する。

他方では、中国との経済交流活動において、渉外主体は、知的財産権侵害のリスクの調査を強化し、特に海外から中国へ製品を販売する過程で、製品が中国の知的財産権を侵害しているか否かを調査する必要がある。



張超

張超弁護士は、2015年に永新知的財産に所属し、これまで多くの大手国際企業に係る 複数の特許訴訟事件を代理し、かつ特許無効化、特許侵害予防調査(FTO)分析、知的 財産権戦略相談などのサービスを提供してきた。

張超弁護士が代理した、沃克斯株式会社が騰天を訴えた特許権侵害事件は、最高法院の50大典型事件に選ばれた。張超が代理した、速幇ソフトウェアが清華同方を訴えた特許権侵害事件は、北京市司法保護の10大事件に選ばれた。

張超弁護士が得意とする技術分野は、スマートデバイス、自動車、自動運転、車両のインターネット、冶金用新素材、液晶ディスプレイ、新エネルギー、及び人工知能を含む。

E-mail: Zhangchao@chinantd.com